

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>標記のことについて、別添のとおり食糧庁長官から依頼があったので、平成11年4月1日からこれにより実施されたい。</p> <p>別添</p> <p>「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸入通關の際における取扱いについて</p> <p>平成11年4月1日からの米穀等についての関税措置への切換えに伴い、米麦等の輸入通關の際における取扱いについて下記のとおり定め、同日から実施することとしたので、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、同日付けで「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸出入通關の際における取扱いについて（平成7年3月29日付け7食糧業第274号（輸入））は廃止します。</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通關の際における取扱いについて</p> <p>標記のことについて、別添のとおり食糧庁長官から依頼があったので、平成11年4月1日からこれにより実施されたい。</p> <p>別添</p> <p>「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸入通關の際における取扱いについて</p> <p>平成11年4月1日からの米穀等についての関税措置への切換えに伴い、米麦等の輸入通關の際における取扱いについて下記のとおり定め、同日から実施することとしたので、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、同日付けで「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸出入通關の際における取扱いについて（平成7年3月29日付け7食糧業第274号（輸入））は廃止します。</p>
記	記
<p>1 (省略)</p> <p>2 税關の確認の時期及び方法 (1)～(2) (省略)</p> <p>(3)法第34条の規定に基づき、納付金を納付して輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。 なお、保税工場又は総合保税地域において米穀等を原料として製造された製品を国内に引き取る場合の当該原料米穀等についても本規定は適用されるので留意願いたい。</p> <p>① 確認時期 輸入申告の際 ② 確認方法 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、米穀等の輸入者に、当該輸入者から提出された「米穀等輸入納付金納付申出書」（以下「申出書」という。）（別紙2）に納入告知書番号を記載したものの写し</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 税關の確認の時期及び方法 (1)～(2) (同左)</p> <p>(3)法第34条の規定に基づき、納付金を納付して輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。 なお、保税工場又は総合保税地域において米穀等を原料として製造された製品を国内に引き取る場合の当該原料米穀等についても本規定は適用されるので留意願いたい。</p> <p>③ 確認時期 輸入申告の際 ④ 確認方法 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、米穀等の輸入者に、当該輸入者から提出された「米穀等輸入納付金納付申出書」（以下「申出書」という。）（別紙2）に納入告知書番号を記載したものの写し</p>

新旧対照表

【主要食料の需給及び価格の安定に関する法律に係る米穀等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日閣第 256 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を交付し、当該申出書の写し及び収納機関(銀行等)が発行する納付金の「領収証書」(歳入徴収官事務規程別紙第 4 号書式の第 1 片)又は地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が発行する「米穀等輸入納付金領収証明書」(別紙 3)(以下「領収証書等」という。)を輸入申告の際に提出させるので、当該申出書の写し及び当該領収証書等の記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>ア) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(以下「令」という。)第 8 条第 4 項に基づき、米穀等の輸入者より申出書の変更の申出があった場合(納付金不足額の追加納付の場合)は、地方農政局等は、米穀等の輸入者に、当該輸入者から提出された「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」(以下「変更申出書」という。)(別紙 4)に納入告知書番号を記載したものの写しを交付し、当該変更申出書の写し及び納付金の領収証書等を輸入申告の際に提出させるので、当該変更申出書の写し及び当該領収証書等の記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ) 令第 8 条第 6 項に基づき、農林水産大臣が申出書又は変更申出書の記載事項に誤りがあると認め、当該申出又は変更申出に係る納付金の額を決定した場合は、地方農政局等は、米穀等の輸入者に、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」(以下「決定通知書」という。)(別紙 5)を交付し、当該決定通知書及び納付金の領収証書等を輸入申告の際に提出させるので、当該決定通知書及び当該領収証書等の記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>ウ) <u>米穀等の輸入者が輸入申告を電子申請により行う場合は、地方農政局等は、米穀等の輸入者に、申出書、変更申出書又は決定通知書の電子媒体に電子署名を行った上で交付し、当該電子媒体及び納付金の領収証書等の写しを輸入申告の際に提出させて、当該電子媒体及び当該領収証書等の写しの記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>3 (省略)</p>	<p>を交付し、当該申出書の写し及び収納機関(銀行等)が発行する納付金の「領収証書」(歳入徴収官事務規程別紙第 4 号書式の第 1 片)又は地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が発行する「米穀等輸入納付金領収証明書」(別紙 3)(以下「領収証書等」という。)を輸入申告の際に提出させるので、当該申出書の写し及び当該領収証書等の記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>ア) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(以下「令」という。)第 8 条第 4 項に基づき、米穀等の輸入者より申出書の変更の申出があった場合(納付金不足額の追加納付の場合)は、地方農政局等は、米穀等の輸入者に、当該輸入者から提出された「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」(以下「変更申出書」という。)(別紙 4)に納入告知書番号を記載したものの写しを交付し、当該変更申出書の写し及び納付金の領収証書等を輸入申告の際に提出させるので、当該変更申出書の写し及び当該領収証書等の記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ) 令第 8 条第 6 項に基づき、農林水産大臣が申出書又は変更申出書の記載事項に誤りがあると認め、当該申出又は変更申出に係る納付金の額を決定した場合は、地方農政局等は、米穀等の輸入者に、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」(以下「決定通知書」という。)(別紙 5)を交付し、当該決定通知書及び納付金の領収証書等を輸入申告の際に提出させるので、当該決定通知書及び当該領収証書等の記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>(4)～(6) (同左)</p> <p>3 (同左)</p>	